

## 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(案)」 に関する意見公募の結果について

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」の作成にあたり、実施したパブリックコメントの結果は、以下の通りです。

とりまとめの都合上、頂いたご意見は適宜整理集約しています。

### ■ 実施結果

(1) 募集期間：平成26年2月7日(金)～平成26年2月27日(木)(21日間)

(2) 意見総数：意見提出者 17名・団体 意見総数 40件

### (3) 意見の概要と対応方針：

※「遊具指針」：都市公園における遊具の安全確保に関する指針

※「別編」：都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)

※「ご意見(要旨)」で示したページ番号は、パブリックコメント時の遊具指針(改訂第2版)(案)及び別編のページ数、「見解・対応」で示したページ番号は、今回公表した遊具指針(改訂第2版)及び別編のページ数です。

ご意見(要旨)	見解・対応
<p>[遊具指針] まえがき</p>	
<p>I 本指針の位置づけ 【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(P115行目) 本指針を「助言の一環」として位置づけているが、本指針の規範としての事実上の効力は、単なる助言にとどまらない強力なものであると思われる。本指針においてこの旨記載し、公園管理者等の注意を十分喚起すべきである。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針は、都市公園法第31条に規定されている国による都市公園の行政又は技術に関する助言の一環として、公園管理者が配慮すべき事項を示すものであります。 よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>II 対象と適用範囲 【関連する意見の延べ件数：2件】</p>	
<p>○(P22行目) 「本指針の対象は、…目的として、地面に固定されているものとする(以下、「遊具」という。)」について、「本指針の対象は、…目的として設置された施設で、地面に固定されているものとする(以下、「遊具」という。)」に修正した方が良い。</p>	<p>【原文維持】 ○遊具の定義においては、「主として子どもの利用に供すること」と示しており、ご意見に対応しているものと考えております。 よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P2 20 行目) 遊具については都市公園法における位置づけが明確にされているのに対して健康器具系施設という単語が唐突に出てくるのでわかりにくいのではないかと。巻末の用語の解説においても説明されていない。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P2「(解説) 1)」において、「ただし、主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物（以下「健康器具系施設」という）については、実態として子どもが遊具と認識し、…」に修正するとともに、P76「用語の解説」において、「健康器具系施設」の解説を追記しました。</p>
<p>[遊具指針] 2. 子どもの遊びにおける危険性と事故 2-1 リスクとハザード 【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(P8、P9) 本指針で示されているリスクとハザードの定義は、様々な国際規格（ISO/IEC Guide51、ISO GUIDE73）などで定義されているリスクとハザードと言葉の質的意味において異なっている。近い将来、遊具の安全規格も国際規格化されることが予測され、指針の根幹といえる部分で国際規格との整合性がとれないことは、大きな問題となるのではないかと。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針で示されているリスクとハザードの考え方は、指針作成時に、学識経験者、実務経験者等からなる委員会の検討を踏まえており、現状では問題ないと考えております。</p>
<p>[遊具指針] 3. 遊具における事故と安全確保の基本的な考え方 3-2 安全確保における公園管理者の役割 【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(P17 28 行目) 「特に、一般的な遊具とは異なる…現場打遊具や、運動能力やバランス能力が要求される遊具については、利用にあたって…情報の共有・交換が一層重要となる」とあるが、具体的な情報共有の観点から、こうした遊具の設置に際してその特性・危険性について注意表示を行うべきではないかと。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P18「(解説) 2) 保護者・地域住民との連携」において「③そのため、遊び場には、物的ハザードを発見した場合などの連絡先や、事故が起きたときに何をすべきかを分かりやすく伝えるための掲示などを行うことが必要である<u>とともに、遊具の特性について表示することも考えられる。</u>」と追記しました。</p>
<p>[遊具指針] 4. 各段階での安全対策の考え方 4-1 計画・設計段階 【関連する意見の延べ件数：16件】</p>	
<p>○(P20 24 行目) 対象年齢の子どもにとっては許容できるリスクであっても、対象年齢以下の子どもの使用は許容できないリスクとなるため、落下リスクの高い遊具の設置にあたっては、以下を示すべきである。 a. 適切な衝撃吸収性能を有する設置面 b. 対象年齢以下の子どもが使用できない（又は容易に使用できない）ように柵などで区分すること。</p>	<p>【原文維持】 ○設置面に関しては、P26「(3) 遊具の配置及び設置面への配慮」において、「衝撃の緩和のための適切な対策を講ずる。」と示しています。 また、対象年齢以下の子どもに関しては、P3「Ⅱ 対象と適用範囲」において、「身体的能力などが十分でない幼児（おおむね3歳から小学校就学前の者）については、保護者が同伴していることを前提とする。」と示しています。 よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P20 24行目) 「・特に、運動能力やバランス能力が要求される遊具の選定に当たっては、…リスクの高い遊具であることについて、…子ども・保護者など地域の要望を踏まえることが重要である。」について、「・特に、運動能力やバランス能力が要求される遊具やスポーツ性が強く、動きの激しい遊具の選定に当たっては、…落下リスクの高い遊具であることについて、…子ども・保護者など地域の要望を踏まえ慎重に対応することが重要である。」に修正した方が良い。</p>	<p>【一部修正】 ○「落下リスク」の明確化のご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p> <p>○ご指摘の「スポーツ性が強く、動きの激しい遊具」については、当該遊具の定義の明確化、設置数や管理上の問題等、現状や課題の確認・把握などが必要と考えております。また、「慎重に対応」の追加というご意見に関して、リスクの高い遊具であることについて、公園管理者、子ども・保護者や地域住民との間で共通認識を持ち、地域の要望を踏まえることで、各地域の状況に応じた様々な対応がなされるものと考えております。なお、運動能力やバランス能力が要求される遊具の対応については、P26「(3) 遊具の配置及び設置面への配慮」において示しております。</p> <p>よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P21 16行目) 「こうした遊具の構造に起因する安全確保上の課題」とあるが、直前の文章は遊びの形態を踏まえ遊具の種類を決定する旨を述べているものであり、「こうした遊具の構造」とは何を指しているのか分からない。この項は「③遊具の種類」であり、構造について言及するのは違和感がある。</p> <p>よって、「③遊具の種類と構造」としたうえで、「こうした」を削除してはどうか。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p>
<p>○(P21 18行目) 「…遊具の選定時において、遊具の種類や構造を十分検討して選定する。」について、「…遊具の種類や構造とともに利用方法について十分検討して選定する。」と加えてほしい。</p>	<p>【原文維持】 ○ご指摘の利用方法の検討については、P21「(解説) 3) ③遊具の種類」において、「当該遊具を利用する子どもの年齢層、検討した遊びの形態などを踏まえ、ぶらんこ、すべり台、シーソーなど遊具の種類を決定する。」と示しており、現在の記述内容で、既に対応しているものと考えております。</p> <p>よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P23 2行目) 「…例えば現場打遊具が有する大勢が同時に遊べる機能など、当該遊具が有する機能及び遊び場に必要機能を適切に評価し、…」について、「…例えば現場打遊具が有する大勢が同時に遊べる機能など、当該遊具が有する機能及び課題、遊び場に必要機能を適切に評価し、…」に修正した方が良い。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P23「(解説) 4) ③」において、「…例えば現場打遊具が有する大勢が同時に遊べる機能など、当該遊具が有する機能及び遊び場に必要機能を並びに当該遊具が有する課題を適切に評価し、…」と追記しました。</p>
<p>○(P23 2行目、別編全般) 健康遊具と欧米にはないが日本には多くある「石の山、コンクリート製の山」について記載されていることは、評価できる。</p> <p>石の山、コンクリート製の複合遊具は、該当する規準がないことは問題だと考えていた。リスクの高い遊具であることを、地域の親子に伝えるというリスクコミュニケーションを図る必要があるだろう。</p>	<p>【原文維持】 ○遊具の選定にあたっての考え方は、P20「(解説) 3)」において示しており、P22「(解説) 4)」において、遊具の改修・更新に関して子ども・保護者の要望や地域ニーズの把握の必要性等を示しております。</p> <p>また、別編P11「3-1(1) 健康器具系施設の選定」において、健康器具系施設の選定の考え方、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保に関する考え方を示しております。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P23 10行目) 遊具の状態が明確に把握できないものを、標準使用期間を超えて長期に亘って継続使用させるべきものではないので、むしろ早期に更新するよう検討を促した方が良いのではないかと。継続使用させるのであれば、継続使用させる年数の限度を示してほしい。</p>	<p>【原文維持】 ○標準使用期間を超えた遊具への対応の考え方は、P51「4-3(1)点検手順に従った確実な安全点検」において、「遊具の更新などの具体的な対応を早期に検討する必要がある。」と示しており、本指針は遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示すものであることから、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P23 13行目、P38 1行目) H20年改訂指針、「4-3(5)事故に関する情報の収集と活用」の解説にある「公園管理に関わる者」は、自治体内の公園管理に携わっている職員を指していると思われるが、その他があれば追記すべきである。</p>	<p>【原文維持】 ○公園管理者の他に公園管理に関わる者として、「■本書の読み方」及びP1「I 本指針の位置づけ」において、指定管理者及び受託者・請負者を示しています。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P23 14行目、P38 1行目) 「公園管理に関わる者と共有し」とあるが、公園管理者自らのことなので追記箇所は不要と思う。</p>	<p>【原文維持】 ○上記のとおり、公園管理に関わる者には、指定管理者及び受託者・請負者が該当します。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P23 13行目) 「…遊具の選定に係る以上の配慮事項など…、公園管理に関わるものと共有し、継承して…」について、「…遊具の選定に係る上記の配慮事項など…、公園管理に関わるものと共有・継承して…」に改める。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p>
<p>○(P24 13行目) 「…、維持管理段階及び利用段階で行うことができる内容が利用指導等に限られるため…」について、「…、維持管理段階及び利用段階では、利用指導等に限られるため…」に改める。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>
<p>○(P24) 指針には、設置面に関して、さらに明確な記載と方針を示すべきではないかと。衝撃緩和対策として、現状用いられている薄いマットも衝撃緩和には疑問がある。推奨されるレベルを具体的に明記することも必要だと思われる。</p>	<p>【原文維持】 ○ご意見については、P25「(3)遊具の配置及び設置面への配慮」において示しています。より詳細な規準は、P38「4-2(1)遊具の製造」にあるとおり、製造者団体の規準(JPFA-S)に示されており、同規準を参考に対応することができるものと考えております。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P24) 遊具の設置面に関する規定を明確にしてほしい。</p>	
<p>○(P27) 砂場の柵と門扉により指を切断する事故があったにも関わらず安全対策は明確ではない。砂場の安全領域内に設置する柵や門扉は遊具と全く同じ規準を適用すると明確にしてほしい。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針は、遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示すものであり、個別の遊具の構造等の詳細については製造者団体の規準(JPFA-S)に示されているため、同規準を参考に対応できると考えております。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(P30) 「参考(落下対策の例)」で示されている「・幼児用遊具は、登る高さを抑える。」について、「・階段などの一段目を幼児が登れない高さにするとともに、幼児用遊具は、登る高さを抑える。」に改める。</p>	<p>【原文維持】 ○ご指摘の対策については、過去の改訂に係る検討において、降りる際のハザードになる可能性があるとともに、バリアフリー化推進の観点から修正したものであり、状況に変化がないことから原文のとおりとさせていただきます。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P31 38 行目) 「(解説) 7) ④) 挟み込み対策」について、遊具の安全に関する規準の中では、足の挟み込みについて「踊り場や通路といった歩行や走行を目的とした平坦な床面の隙間は30mmを超えてはならない」となっている。「参考資料(挟み込み例)」の絵には足の挟み込みが改訂されているが、文面としては記載がない。また、足が挟み込む可能性があるのは床面の隙間のみではないので、水平方向、上部方向の規準も定めたほうが良いのではないか。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針は、遊具の安全確保に関する基本的考え方を示したものであり、足の挟み込み対策を含めた挟み込み対策の基本的な考え方を示しているものです。ご指摘の参考事例は、製造者団体の規準(JPFA-S)で示されているもので、同規準に関する内容は、パブリックコメントの対象外とさせていただきます。</p>
<p>4-2 製造・施工段階 【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(P38 5 行目) 「…把握するとともに、整理・蓄積し、公園管理に関わる者と共有し・継承していくこと…」について、「…把握するとともに、これらを整理・蓄積し、公園管理に関わる者と共有・継承していくこと…」に改める。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p>
<p>4-3 維持管理段階 【関連する意見の延べ件数：2件】</p>	
<p>○(P43) 「参考(日常点検の着眼点の例)」で示されている「・部分の異常：金具、締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落、上向きや目の高さにある不適切な突起」について、「・部分の異常：金具、締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落、上向きになっているあるいは目の高さにある不適切な突起」に改める。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p>
<p>○(P62 23 行目) 「定期的に記録を見直し」という表現より、「随時、事故事例に基づいて」の方が良い。 ○(P62 24 行目) 「各段階における安全対策」について、各段階における安全対策の内容を具体的に示されるとよりわかりやすい。</p>	<p>【原文維持】 ○事故発生後の対応については、P62 「(解説) 1) ②事故の再発防止」において、「直ちに使用中止の措置を講ずるとともに、速やかに補修、撤去などの迅速かつ適切な措置と事故や苦情の記録の蓄積・整理を行う。」と示しております。また記録の見直しによる安全対策への反映については、発生した事故事例をもとに定期的に行うものと考えております。各段階における安全対策の内容については、P19 「4. 各段階での安全対策の考え方」において、それぞれ具体的に示しております。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>4-4 利用段階 【関連する意見の延べ件数：4件】</p>	
<p>○(P67 16 行目) 改訂(案)で追記された内容は、四角囲み、1)、2)に書かれているので不要だと思う。かえってわかりにくくなっている。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を受け、ご指摘の箇所は削除しました。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P67 16 行目)「遊具の利用状況を…、保護者・地域住民と共有するとともに、継承することにより、…」について、「遊具の利用状況を…、保護者・地域住民と共有・継承することにより、…」に改める。</p> <p>○(P67 16 行目)「遊具の利用状況を…遊具の維持管理や改修に対する意識の向上等に活かすことが望まれる。」とあるが、具体的にどのようなことを指しているのか。維持管理や改修の際に、利用状況を参考にすることは考えられるが、「意識の向上等に活かす」という具体のイメージが分からない。保護者・地域住民との情報共有により、遊具の維持管理や改修に対する理解を得ることを指しているのであれば、「継承する」は不要であると考ええる。</p> <p>○(P68 19 行目)「公園管理者と子ども・保護者や地域住民との間で共通認識を持つとともに、相互に連携し、情報を共有・交換」の「共通認識」と「情報を共有・交換」は、同じことではないか。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○ご指摘の箇所は、公園管理者と子ども・保護者や地域住民が遊具の安全確保のための対策や相互の役割分担などについて共通の認識を持ち、安全で楽しい遊び方についての情報を共有・交換することを示しているものです。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>【遊具指針】 用語の解説 【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(P75) 用語の解説に、「補修」、「修理」、「改良」、「更新」及び「精密点検」を追加してほしい。</p>	<p>【一部修正】</p> <p>○P77「用語の解説」において、「修繕」、「補修」、「改良」及び「更新」の解説を追記しました。その際、公園管理者が公園施設を計画的に維持管理する指針である「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成24年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課)が発出されていることを踏まえ、同指針における用語の定義と整合を図りました。なお「精密点検」については、P45「4-3(1)点検手順に従った確実な安全点検」において、「公園管理者から委託された専門技術者が詳細に行う点検のことである」と示しています。</p>
<p>【別編】 まえがき I 別編の位置づけ 【関連する意見の延べ件数：2件】</p>	
<p>○(別編P1 3行目)「子どもが利用する可能性のある、主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物」とあるが、「主として大人を利用対象とする工作物」とし、子どもが利用する可能性があるために安全確保に関して管理者が配慮すべき事項を示すものである。原文のままでは、子どもの利用を積極的に認めると誤解される。</p>	<p>【一部修正】</p> <p>○ご意見を踏まえ、別編P1「基本的な考え方」において、「…、主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物(以下「健康器具系施設」という)のうち、子どもが利用する可能性がある健康器具系施設の安全確保に関して、…」と修正しました。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(別編 P1 3 行目)「子どもが利用する可能性のある、主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物（以下「健康器具系施設」という）」について、「子どもが使用する可能性のある、主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的として設置された施設で建築物以外の工作物（以下「健康器具系施設」という）」に修正した方が良い。</p>	<p>【原文維持】 ○健康器具系施設の定義においては、「主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動」と目的を示しており、現在の記述内容でご意見に対応しているものと考えております。健康器具系施設は、子どもも大人も利用する施設であるため、遊具指針と同様に「利用」で統一させていただきます。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>II 対象と適用範囲 【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(別編 P2 2 行目)「都市公園に設置する健康器具系施設のうち、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設とする。」とあるが、「I 別編の位置づけ」においては「主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物」とあり矛盾している。 「主に大人を利用が対象ではあるが、子どもが利用しても、最低限の安全は確保されなければならない。」とすべき。遊具指針からの抜粋がほとんどで、同じ物か、異なる物か迷ってしまい混乱する。「指針に準ずる」で充分ではないか。</p>	<p>【一部修正】 ○別編 P1「I 別編の位置づけ」の表現について、ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。(P1「基本的な考え方」の修正内容のとおり) ○別編 P2「基本的な考え方」にある「大人のみが利用できる状況」とは、子どもが当該施設を利用できないよう区分されている状況を含むものであることから、原文のとおりとさせていただきます。 ○健康器具系施設は、主として大人が利用することを目的とした施設である一方、子どもが利用する可能性があることから、子どもの安全確保を図る必要があります。別編は大人ではなく子どもを対象とした安全確保に関する基本的な考え方を取りまとめたものであり、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>[別編]</p>	
<p>2. 子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の事故と安全確保の基本的な考え方 2-1 子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保に関する基本的な考え方</p>	
<p>【関連する意見の延べ件数：1件】</p>	
<p>○(別編 P6 34 行目)「子ども・保護者の危険な行動や服装などによる影響が著しい場合には、掲示などにより注意を喚起することが必要である」とあるが、健康器具が遊具と見分けがつきにくいことが問題とする観点からは、器具の対象年齢や子どもが使う危険性について、器具設置時にあらかじめ表示することが望ましいのではないか。</p>	<p>【原文維持】 ○ご意見の健康器具系施設の対象年齢等の表示の必要性については、別編 P43「3-4(2)安全管理の啓発と指導」及び利用方法の掲示については、別編 P13「3-1(2)健康器具系施設の配置及び設置面への配慮」において、その旨を示しております。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>[別編]</p>	
<p>3. 各段階での安全対策の考え方 3-1 計画・設計段階 【関連する意見の延べ件数：5件】</p>	
<p>○(別編 P11 5 行目、別編 P2 4 行目)「II 対象と適用範囲」では、「大人のみが利用できる状況で設置されている健康器具系施設については、別編の対象とはしない。」とあるが、「3-1(1)健康器具系施設の選定」においては、「重量が大きい可動性の健康器具系施設」とし、対象として矛盾している。</p>	<p>【原文維持】 ○ご指摘の箇所は、子どもが利用する可能性のある重量が大きい可動性の健康器具系施設についての選定の考え方を示したものであり、原文のとおりとさせていただきます。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(別編 P11 26 行目、別編 P13 11 行目、別編 P16) 健康遊具の中でも、エアロバイク様のものなどの回転部分は指の欠損など深刻な外傷のリスクが高く、明らかなハザードである。公共の場所からは撤廃すべきではないか。</p>	<p>【原文維持】 ○健康器具系施設の挟み込み対策の考え方は、別編 P16「(3) 健康器具系施設の構造」で示しており、子どもの挟み込みのおそれのある可動部を有する健康器具系施設については、公園管理者が当該考え方にに基づき適切に対処すべきものと考えております。よって、原文のとおりとさせていただきます。</p>
<p>○(別編 P13) 安全領域及び設置面への配慮について、背伸ばしベンチをベンチとして兼用する場合、背面の壁やフェンスから離して設置すると、その施設のみが広場に飛び出した形となり、通行者の動線や十分な空間の確保に支障が生じてしまう。また、背伸ばしベンチの背面はその機能ゆえに反りあがった構造を有しているため、子どもが容易に上部に上り、そこから落下する可能性があるが、設置面への何らかの処置が必要となるのか。</p> <p>○(別編 P13 5 行目) 「健康器具系施設は、主として大人の利用を目的として設置するものであり、遊具との混在をさけるなどの安全対策を講ずる。」とある。小規模な街区公園においては、対応が難しいが、ハザードと捉えることになるのか。</p> <p>○(別編 P14 18 行目) ぶら下り系にも、子どもたちはよじ登り遊んでいる姿をよく見かける。衝撃緩和対策は必須である。</p>	<p>【原文維持】 ○別編 P13「(2) 健康器具系施設の配置及び設置面への配慮」において示しているとおり、都市公園において子どもが利用する可能性のある健康器具系施設についても、安全領域の確保や設置面の衝撃緩和等への配慮が必要です。</p> <p>【原文維持】 ○健康器具系施設と遊具との混在は、別編 P4「参考(ハザードの例)」において示しているとおり、物的ハザードとなります。その具体的な対策は、別編 P13「(解説) 1) ①健康器具系施設の配置」において示しています。</p> <p>【原文維持】 ○健康器具系施設の設置面に対する考え方は、別編 P13「(2) 健康器具系施設の配置及び設置面への配慮」に示しております。よって、原文のとおりさせていただきます。</p>
<p>[別編] 全般 【関連する意見の延べ件数：2件】</p>	
<p>○(別編全般) 健康器具系施設特有の留意事項について、強調してはどうか。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、別編「■本書の読み方」において、「…可能性を鑑み、<u>遊具と健康器具系施設との混在を避けるなど</u>…」と追記しました。</p>
<p>○(別編全般) 今回、健康遊具の安全指針が示されたことは、大変良いと思う。</p>	<p>【原文維持】 —</p>

※頂いたご意見については、本件に直接関係ないものを含め、今後の参考にさせていただきます。